

近世志摩海女の出稼ぎについて

塚本 明

はじめに

歴史上、志摩の海女たちは、自分の住む浦付きの漁場だけでなく遠隔地へ活発に出稼ぎに赴き、潜水漁を営んだことはよく知られている。一般に漁民たちは、海路によって私たちの想像以上に広域な活動範囲を持っていた。

昭和期以降に農業（漁業）経済の実態という観点から行われた調査や地理学的研究、更には民俗調査のなかで、志摩海女の出稼ぎ行動は関心を集めた（1）。特に明治期の出稼ぎについては、瀬川清子氏の聞き取り調査（2）によって、明治中期頃に北海道の利尻島・礼文島へ、また朝鮮半島へも赴いたことが報告されている。この史実は後に、中田四朗氏らによる志摩漁村の古文書調査によって史料に基づく実証がなされ（3）、また朝鮮半島との関係では濟州島から日本へ訪れた海女の問題も含めて、日本国側の侵略性を伴う近代日韓交流史として研究が進展した（4）。拙稿においても、新聞資料や在地の古文書などを用いて、明治期の志摩海女たちが各地へ出稼ぎに行った態勢や背景、時期変化などを考察した（5）。

中田四朗氏は、北海道や朝鮮半島へ出漁した前史として、江戸時代にも志摩から熊野灘や房総半島へ出稼ぎが行われていたことを、村明細帳や宗門人別改帳などの記載から紹介している。だが明治期の広域かつ活発な出稼ぎは、幕末期以降のテングサ需要の爆発的な拡大と政府の侵略的な政策に因っており、江戸時代におけるそれとは、要因や実態の点で同列に論じる訳にはいかない。商業資本や統治者などの外部の力学によって動員されるのではなく、志摩漁村の内的な要因から赴く出稼ぎは、近代以降のそれとはどのように異なっていたのであろうか。

総じてこれまでの研究においては、海女たちの活動の広域性を示すことに目を奪われがちであり、出稼ぎに出る要因を始め、出稼ぎ先の村との関係や赴く漁民らの組織、居住する村・領主との関係、それに漁獲物の流通などについては、十分な分析が加えられてはいない。舟に乗る形態（6）、獲物はどのように加工し、どこで売り捌いたのか、他領の海域で漁をする権利はいかに獲得されたのか、などの点を意識的に検討する必要がある。

そもそも江戸時代に営まれた海女漁の実態については、近代以降の聞き取りに基づく姿を遡及する形で推測している傾向にある。それは、海女漁が志摩においてはきわめて日常的な生業であり、大掛かりな道具が不要な小規模の漁であり、何より女性の漁であったことなどにより、公的な文書の記載が極めて乏しいことに起因する。むしろ、海女が赴いた先で「事件」として記される可能性の方が期待できるのである。以下、近世段階の出稼ぎに関する史料から、海女生業についてできる限りの情報を読み取ることを試みたい。

一、「上磯」「下磯」への出稼ぎ実態

志摩海女の出稼ぎの概況は、漁村文書を検討した前稿（7）で記したところだが、改めて時期（季節）と出稼ぎ先（場所）、出漁形態、手続き（村及び領主との関係）などの事実関係を中心に再論し、その規模と地域差に関して補足しておきたい。これは、資源豊かな漁場に恵まれているにもか

かわらず、海女たちはなぜ出稼ぎに赴いたのか、またそれはなぜ可能であったのか、という問題と関わる。以下、限られた史料から海女の出稼ぎ形態をできる限り類型化して見ていくことにしよう。

まず、志摩で暮らす女性たちは、海女漁以外の出稼ぎにも赴いた。越賀村の天保 14(1843)年「人別改帳」(8)からは、5月から7月半ばまでの間は茶生産が盛んな伊勢国中部の櫛田川筋へ茶摘みの日雇い稼ぎに、また夏期の漁を終えた後の9月から10月に掛けては、松坂周辺農村へ稲刈りと麦蒔きに雇われて行ったことを確認できる。志摩の女性たちは、地元でも季節により、また天候次第で海女漁以外の畑仕事や山稼ぎを勤めており、水田にあまり恵まれないこともあって、短期集中的な農作業に出掛けることには何ら支障はなかった。年により人は変われども伊勢国内の農村とは恒常的な繋がりがあったものと思われるが、その雇用形態は不明である。ただ、志摩の男たちが漁業や廻船、船大工など海を通した出稼ぎが中心であるのに対して、女性らは内陸でのなりわいもあったことになる。

海女としての出稼ぎ先には、熊野灘に赴く「下磯」と、房総半島や伊豆方面まで至る「上磯」との2つがあったことが知られるが、この表現は江戸時代の古文書でも確認できる。「下磯」への出稼ぎには、期間や規模、手続きなどの点で伊勢国度会郡内と紀伊国牟婁郡の奥熊野地域とで違いがあり、またその前提に志摩国内の他の漁村への出漁があった。

「上磯」への出稼ぎは、中田四朗氏らが指摘されるように、享保年間に相差村から領主に提出された村明細帳(「指出シ帳」)のなかにある、寛文 9(1669)年から安房国へ「海士かせき」に赴いていたとする記事が、確認できる限り最も古いものである(9)。ここには「海士頭」5人の男に率いられて出漁し、「海士鱸居御礼金」として金 35 両を、他に海士 1 人について 1 年に「頭役銀」30 匁を領主に上納すること、ただし 20 歳未満と 61 歳以上の者は免除され、また海士 3 人につき鱸居 1 人分の「頭役銀」も「先年方御赦免」となったことが記される。上納金額の高さから相当程度の規模の出漁態勢であったはずで、「鱸居」を勤める男も 5 人の「海士頭」以外に少なからず居たことを思わせる。同じ明細帳の記載によれば相差村では 5 月から 8 月までの間に熨斗加工用の鮑漁が行われていたが、安房国への出漁がいつの時期か、船の形態などを含め不明である。「海士頭」5人は鳥羽藩江戸藩邸での勤めもするとあり、藩の公認の下での出漁で、あるいは安房国漁村との間にも藩が関わったのかもしれない。

志摩国に稲垣氏が入部した翌年の享保 11(1726)年に村々から明細帳が提出されたのだが、相差村から安房国への海女漁出稼ぎはこの段階でも継続してはいたものの、既に不漁を要因に衰退傾向にあった。「海士頭」5人は「海士組」とも表記される組織性を持ったが、そのうちの 1 組は解消され、またこれより前、宝永 7(1710)年に志摩へ入部した板倉重治の代には、収益の低下ゆえか、御礼銀・頭役銀ともに免除されている。

石鏡村文書として残る延宝 9(1681)年の村明細書「石鏡村目録之引替」(10)中には村の人別 224 人の内訳が示されるが、男 93 人のうち 17 名、女 131 人中 18 名が「房州ニ罷有候」との記載がある。海女漁とは明示されておらず、房総半島には江戸時代初頭に紀伊半島漁民が進出して鯛漁などの技術を伝えたとされるように、一般漁業としての出稼ぎの可能性も排除できない。ただ、男女の数がほぼ同数であることから、夫婦や父娘がペアになったフナド形態の海女漁であったことは、恐らく間違いないのではないかと推察される。同文書中に石鏡村の家数は 68 軒、漁師は 74 人、蟹(海女)は 80 人と記されるのに鑑みれば、2 割以上の漁民が房州への出稼ぎに従事したこととなる。この冊子は領主に提出したものの写と思われるが、表紙には「無神月」とあり、地元で夏の漁を終えた後のことであったかもしれない。

ただし、享保 11 年に志摩国村々が一斉に提出した明細帳は、村ごとで記載項目が共通しているものの、石鏡村からの報告には先に見た相差村のような安房国出稼ぎの記載は見られない。以後、志摩の漁村文書において上磯への出稼ぎについては、テングサ需要が高まり出稼ぎが活発化する江戸後期までの間は記録に乏しく、まとまった漁業史料が残る越賀区有文書中でも、出稼ぎに関する記録は専ら下磯についてのものに留まる。上磯の鮑を目指した志摩海女の出漁は 18 世紀半ば以降は衰退していったとも考えられるが、志摩の漁民を受け容れた安房国の漁村側の事情や、伊豆など他の地域への出稼ぎ実態を含め、新たな史料の発掘に待ちたい。

次に熊野灘沿岸＝「下磯」への出稼ぎについて検討する前に、志摩国内部での他村への出漁について見ておこう。越賀村の貞享 3(1686)年の「差出帳」には、季節ごとの海女漁獲物を書き上げた興味深い記載があり、そのなかに夏期に真珠玉を 6、7 日間採りに行くとして「是ハ鶴方浦神明浦領之内しのひ申候」とある。領主に提出した文書の記載という点でいささか不可解ではあるが、「しのひ」(忍び)との表記からは鶴方浦、神明浦には断らずに漁獲を行っていたようにも見える。両浦では海女漁が行われなかったために問題が生じなかったのであろうか。

同じ越賀村の「地下諸事記」には、延享元(1744)年の分に次のような記事が見られる。

磯荒候節船越村へあわひ取ニ参候

延享元年子八月十四日

一、とまへ三人女三人、以上六人船越へ参候、其時飯米老人ニ付白老升づ遣し申候

トマエ 3 人と女 3 人とあることから、フナド形態で 3 組 3 艘での出漁であったろうか。飯米として白米 1 升ずつを遣わしたとあるが、この記載自体が後述する村に納める口銀規定のなかでのものであることから、明らかに村が 6 人に支給したものと考えられる。また、日付や飯米の量からも日帰り程度の「出稼ぎ」であったはずだ。8 月の出漁であるから、自村での漁を終えた時期であろう。いずれにしても、船越村では海女漁が確実に存在しており、無断で鮑を捕獲できたとは思われない。

神明浦の享保 11(1726)年 4 月の「神明浦村指出シ帳」(11)によれば、和具村の「後海」に入る権利として納米 1 石 4 斗 7 升 5 合を渡し、また 1 斗 2 升と生海鼠一束を船越村に渡して諸漁を営む権利を得ている。これ自体は海女漁についてのものではないが、恐らく越賀村の船越村漁場への鮑漁出漁も、同様の形を取ったのではなかろうか。肝心なことは、こうした権利を個々の漁民ではなく村共同体として取り引きしている点である。

越賀村が船越村の漁場へ出たのは、「磯荒候節」と不漁を理由にしているが、下磯への出漁の要因も基本的には同様であった。越賀村文書中の寛保 3(1743)年の作成と推定される「口上書之御事」は、宇治・山田の熨斗商人が流通独占を主張するなか、越賀村の村役人中から大庄屋に宛てて出された文書で、熊野灘での出稼ぎ中に熨斗を抜け売りしているとの嫌疑に関して弁明したものである。そのなかに次のような一条がある。

一、当村之儀、近年磯荒鮑無数御座候ニ付、近年打続下磯江参候、当年茂百姓伊兵衛与申者元ニ成り、御座村越賀村海士人拾七人、七月廿八日田曾浦江鮑取ニ参候而、八月廿一日ニ罷帰り申候、毎年参候得共、日数十日又者廿日之間ニ候得者、古来方御断不申上候、当村不限外村共ニ鮑無御座候節者下磯江参候、新規ニ参候事ニ而ハ無御座候(後略)

熊野灘＝下磯のなかでも、紀州藩田丸領である伊勢国度会郡の浦村は志摩とは比較的近く、10 日から 20 日間ほどの短期の出漁は、越賀村に限らず領主へ届け出ずに古来から毎年行っていたという。海女漁が盛んではない熊野灘沿岸の漁村では、競合関係がないため受け容れやすい条件があっ

ただろうし、安房など「上磯」と異なり「下磯」への出稼ぎは、さほどの準備もなく漁況次第で出漁を判断できたものと思われる。

出漁体制は、ここでは伊兵衛という百姓が「元」になって御座村、越賀村の海女 17 人が加わったとしており、1 艘の船にノリアイ形態で赴いたのであろう。隣村の御座村の者も参加していること、そして前稿で指摘したように、こうした短期のものでも出稼ぎ先で熨斗への加工を伴って村に持ち帰っていた点が重要である。

これも前稿で検討した史料であるが、和具村が宝永 7(1710)年に提出した「指出帳」には、「海士」(海女)について「漁師」(男漁師)との対比で年間の漁業暦が書き上げられる。海女は春夏の時期に地元で海女漁を営み、8月から10月に掛けては「紀州様御領内江先年方御暇申請旅海士ニ参候」とある。漁師の方は8月から鯨船に雇われて紀州に参るとあることから、男手を失った海女たちを集めたノリアイ形態の可能性が高い。

出漁の時期は、やはり自村の漁を終えた秋以降が一般的である。未見史料だが中田氏らが紹介された船越村の貞享 4(1687)年の書き上げには、「海士」が「上中下共二年ニより五、六月、又ハ八、九月之内ニ紀州領へ拾五人、廿人程宛出かつきニ参候事も御座候」とある由で、7月の盛期を除いた出稼ぎであった。

また、先にも見た越賀村の天保 14(1843)年「人別改帳」には「海士稼」として、いずれも9月から12月までの間に男3名、女12名、計15名が出漁しており、6名(男1名、女5名)が伊勢国度会郡田曾浦へ、9名(男2名、女7名)が紀伊国錦浦へ赴いた。錦浦組は親子1組、夫婦と伯母の3人1組を含み、これはフナド形態であったろう。残り4名は、田曾浦組のトマエと思われる49歳の男1名と5名の海女(うち4名が20代)の集団と同様に、ノリアイで赴いたものと思われる。

さて、出漁する際の自村との関係を口銀制度から検討したい。越賀村文書の享保 6(1721)年からの記事を書き上げた「地下諸事記」には、下磯へ漁に出た際の「口前銀」についての取り決め規定が見える。

一、午ノ年ニ下磯参候得共、口前地下へ上り不申ニ付、役人寄合相定候ハ、重而下磯へ参候者ハ口前として金壹歩づゝ地下へ請取管ニ相定申候、以上

午ノ十一月日 惣役人

「午ノ年」とは元文 3(1738)年を指すが、これまで下磯への出漁は村に何ら収益をもたらさなかったとして、以後は1人あたり「口前」(口銀)金1歩を納めることとした。この金額は3年後の寛保元(1741)年と同3年には、以下のように詳細な規定に改められた。

下磯定之事

- 一、上 金壹歩
- 一、中 拾匁
- 一、下 五匁

右之通西ノ十月ニ惣役立合相段ノ上ニ而相定申

寛保元年酉ノ十月日

下磯之事

- 一、あまど取上ケ壹割ニ 惣役人相段之上相定申候
- 一、となへ之ぎも貳割ニ候得共、段々断ニ而壹割相定申候

寛保三年亥ノ十月改

海女をその習熟度に合わせて上中下の3段階に分けることは船越村などでも見られ、江戸藩邸へ

の男奉公人についても用いられた。口銀の額は「下」を基準にすれば「中」がその2倍、「上」が3倍の金額設定となっている。口銀のほか、海女・鱸居ともに水揚げ高の1割が徴されたが、「下」の下にさらに未熟な「磯手習」という区分があったようで、彼女らについてはいずれも負担を免除されており、出漁し易い条件が整えられていた。下磯への出稼ぎは、自村での不漁を捕う目的以外に若い海女の技術訓練という意味を持っていたことは、近代以降の聞き取り記録でも指摘されていることである。

口銀制度は志摩漁村に特徴的な制度で、海女漁に限らず漁獲物の売上げ額の1割程度を売り主から、買い主からもそれに準じて村が徴収し、村入用として運用するものである。近代以降にも慣習として受け継がれ、明治17(1884)年に志摩郡長の河原田俊蔵の提案により成文規定となったという。漁業は豊凶の変動が激しく、また浪費しがちな漁民を救済するための制度で、明治期の越賀村では徴収した口銀で地租・司法税を始め「大は租税村費より小は祭典祝会の費用に至るまで」を支出していた(12)。村運営の根幹となるものであるからこそ、個々の家や個人の家が行う出稼ぎについても、以上のように村として対応していたのである。

以上、志摩の漁村文書から海女出稼ぎの実態を検討した。磯荒れ(不漁)を主な理由とするものの、春・夏の自村での漁を終えた秋の出漁を基本とし、ノリアイ形態が多いがフナドも見られる。上磯への出稼ぎは、鮑漁を目的とした江戸時代前期のものと、幕末期以降のテングサ需要に基づくものとは隔絶していた。海女の出稼ぎはいずれも村が公的に関与しており、志摩国内や伊勢国度会郡への短期のものを除き領主に届け出ているが、これは役銀や村内の口銀制度ゆえのことであった。

二、紀州藩領漁村への出稼ぎ

1、熊野灘漁村の磯売りと海女漁

享和元(1801)年に、熊野灘に面する紀州藩領の尾鷲組須賀利浦と相賀組嶋勝浦との間で山論が勃発した(13)。薪の採取権をめぐる争いであるが、背景には日常生活を営むための燃料の確保というレベルにとどまらず、時に1万把を越える量の薪が尾張船を用いて出荷されるという流通実態があった。薪を採取する権利は年に数十両の額で入札されることもあり、伐採する人足が30人出動したという記述も見られる。須賀利浦、嶋勝浦の成り立ちに少なからぬ比重を占めた問題であったために両浦の衝突は激しく、刃傷沙汰となり鎌や鉈を取り押さえるなどの事件に発展し、文化10(1813)年に問題が最終的に決着するまで10年以上の歳月を費やした。

さて争論では、薪を船で出荷させることを含め、陸地での権利と海上での権利とが結び付いて争われた。それに関連して、嶋勝浦で雇われた志摩の海女が、須賀利浦海域で鮑漁を行ったために咎められた一件が注目されるのだが、それを検討する前に、争論中の文化8年に嶋勝浦が相賀組大庄屋に提出した願書の1箇条を見よう。古来からの係争地に関する、海・陸の事件を書き上げたものである。

- 一、延宝年中スカリ浦ニ海士船相住、右海士沢崎方打越鮑取ニ罷越候処、当浦六兵衛と申者見及、鮑のし共不残取参り候申候、其節右之品書状ヲ以スカリ浦庄屋東次兵衛方へ嶋勝浦庄屋脇半左衛門方へ不届之儀申遣候、書状之控有之候、当年迄凡百三十五年ニ相成申候「沢崎」とは両浦の境界と認識されたところであるが、須賀利浦に居住する「海士船」の海士が

この地点を越えて鮑を採りに入ったために、嶋勝浦の者が「鮑のし共」を残らず差し押さえ、抗議文と共に嶋勝浦庄屋から須賀利浦庄屋へ送ったという事件があり、その控えが遺っているという。この時点から 135 年前とあるから延宝 4(1676)年頃のこととなろうか。恐らく志摩海女が熊野灘へ出稼ぎに赴いたことを確実に示す史料として、最も古い記事だと思われる。

「海士船相住」との表記は、須賀利浦に海女が居たのではなく、後述の事件と同様に、志摩からの出稼ぎ海女が仮住まいしていたことを指すと思われる。またここで「熨斗」が没収されている点にも注意しておきたい。出稼ぎ海女たちは採った鮑をそのまま現地で売却するのではなく、熨斗に加工していたのである。先に見た越賀村から田曾浦への出稼ぎ海女のように、村へ持ち帰り商人に販売するケースもあっただろうが、上方商人が現地で買い付けた可能性もある(14)。中田四朗氏は熊野灘における海女漁が宇治・山田商人による志摩国の熨斗鮑売買独占体制を崩す一因であったと指摘しているが、それはこのような出稼ぎ先での熨斗加工が前提にあった。

さて、須賀利浦と嶋勝浦の山論が終結する直前の文化 10 年 11 月に、再度海域を越境した海女漁の問題が浮上する。今度は延宝年間とは逆に、嶋勝浦に拠点を据えた海女が係争地に侵入したことを契機とする。海女の出稼ぎ形態が分かる史料なのであるが、まずは須賀利浦が属する尾鷲組の大庄屋から嶋勝浦所属の相賀組大庄屋に宛てた書状を引用しよう。

一筆啓上仕候、然者嶋勝浦江志州地之蟹五拾人余も入込候而、嶋勝浦之海辺買取、鮑取揚候由之処、当月三日須賀利浦領江嶋勝浦方論申掛候場所ニ而蟹共鮑取揚候故、須賀利浦漁師共見付候而右蟹取揚ケ候鮑取九拾斗受取、論中之事ニ候間以後鮑取ニ參不申様須賀利浦役人共方申聞、右鮑預り爾今須賀利浦江生ケ有之候、然処又候十日船四艘江蟹大勢乗組右之場所へ鮑取ニ參候故、須賀利浦漁師共参り右四艘之船ニ楫取と名付候男老人ツゝ乗組有之候ニ付、都合右四人之楫取と船壱艘者須賀利浦江連れ參、船三艘と蟹共不殘嶋勝浦江返申候、右ニ付四人之者共不調法之段誤入、尚嶋勝浦海士宿若松と申者并同所瀬兵衛兩人須賀利浦江立越、蟹共不調法之段何分用捨いたし候様両度申出候ニ付、他国蟹難漁為致候義氣之毒ニ存、此節之儀用捨いたし遣可申候間、蟹共方不調法書いたし若松儀ハ海士宿之義ニ候間、海士宿若松と印形いたし候様須賀利浦役人共方申付候得共、印形之儀ハ何分用捨いたしくれ候様、宿二者相違も無之事ニ候間、何人ニ而も誤二者出シ可申候間、印形ハ一切得いたし不申との儀ニ付、頃日欠合最中之由、須賀利浦役人共方内々断出申候ニ付、得与承札候処、相違無御座候、山海共嶋勝浦方盗ニ参り不申哉と日々番ニ百姓共出シ候ニ付、失費等も御座候而甚難渋仕候事ニ御座候、何卒御慈悲之御了簡ヲ以先規之通被仰付被下候様御裁許御取扱奉希上候、尚右之蟹一件始末追而可奉申上候、恐惶謹言

十一月廿二日 玉置和三兵衛

中新十郎様

嶋勝浦に「入込」んでいた志摩の蟹(海女)が、11月3日に論争中の海域で鮑漁を行ったことを須賀利浦の漁師に咎められ、鮑 90 個を没収された。以後は入らないように申し聞かせ、鮑は生け簀に入れておいたところ、11月10日には舟4艘に「蟹大勢」が乗り組んで再度鮑漁にやってきた。舟4艘には各々「楫取」と呼ばれる男が1人ずつ乗船していたが、須賀利浦では舟1艘と共にこの4人を拘束した。

嶋勝浦からは、「海士宿」の若松と同所の瀬兵衛が須賀利浦を訪ねて詫びを入れたが、抗争中の影響を恐れてか印形を捺しての証文の提出は拒否する。尾鷲組の大庄屋は相賀組に対して「山海共」に嶋勝浦からの「盗」を警戒して番人を出すことの負担を訴え、善処を求めた。なお、11月20日

と 21 日の日付で、嶋勝浦海士宿と志摩の者たちとのそれぞれの詫び状文言が作成されていたが、この時点ではなお問題が片付いてはいない状態であった。そのため須賀利浦村役人からの訴えを受けて尾鷲組大庄屋役所から市左衛門という男が須賀利へ派遣され、最終調整にあたった。右の書状は、その段階で作成されたものである。23 日に決着が付き、舟と鮑は志摩の者たちに戻された。

さて、紛争の内容とは別に、この書状には志摩からの海女の出稼ぎがどのような形態を取ったの
かを知る手掛かりが多く残されている。冒頭に「嶋勝浦之海辺買取」とあり、志摩の者が嶋勝浦の
磯辺の漁業権を買い取っての海女漁であったことが明らかだ。先の拙稿(15)においては、明治期
に海女が不在の熊野灘地域で、年々の磯漁の権利を獲物別に入札に掛ける「磯売り」形態が行われ
ていたことを分析したが、その原初的な形態は江戸時代に既に成立していたのである。ただし明治
期の「磯売り」は地元の者が権利を落札し、志摩から海女を雇って漁を行ったのだが、この時期に
は落札主体が異なり、資本の点では志摩側に有利な形態である。当初は志摩側の働き掛けによつて
「磯売り」が始まり、受け容れ側の意識が高まるにつれ、次第に主導権が地元に移っていったので
はなかるうか。

11 月に開始しているのであるから、恐らくは夏から秋にかけては志摩で海女漁を営んだ後のこと
であろうが、ごく短期の漁ではなく、また毎年恒例の大規模な漁業形態であったことも伺わせる。
ただし、そうであればこの「磯売り」は年間を通した権利の売買ではなく、1 年の内でも時期を区
切ったものであったのかもしれない。1 年単位の「磯売り」形態であれば、利益を確保するために、
盛期の夏に漁を行わない筈がないからである。

調停後に差し出された詫び状には、志摩の 5 人の男たちが「嶋勝浦磯買取請、磯稼ニ参り磯入仕」
という表現が用いられており、磯の権利を買い請けたこの 5 名は「楫取」の 4 人とほぼ重なるので
あろう。5 名は和具村の庄助、熊吉、利三郎、彦作、そして越賀村の惣太郎で、共に先志摩半島か
らの出稼ぎであった。ただし、実際に鮑採りに従事した海女たちの名前は記されず、海女漁の実態
をこうした公的文書から検討することの難しさを、改めて感じさせる。とまれ、彼ら 5 人が 4 艘の
舟を仕立てて、50 人余の海女を連れて志摩から出稼ぎに赴いたことになる。出漁は 1 艘に 10 数人
の海女が乗る「ノリアイ」形態を取ったと思われる。

嶋勝浦に「海士宿」という、船宿に類似した施設が成立していたことも注目される。証文に捺印
するか否かを交渉する経緯でも、嶋勝浦の若松はこれまで「海士宿」を営んできたことを認めてい
る。若松と「世話人」として名前を見せる瀬兵衛は、「尤此節海士私共浦江参候儀ハ式十年前磯
売有之、右ニ付此節稼ニ参候儀ニ御座候」とも述べ、磯売りが 20 年前の寛政 5(1793)年頃には始ま
っており、それに基づく稼ぎであるとした。若松はそれ以来、「海士宿」を営んだのであろうか。

もうひとつ注目されるのは、詫び状に海女漁には直接関与していない志摩の者 2 名が奥書をして
いることだ。和具村の音蔵と、先志摩半島の先端にある御座村の円助である。この 2 人は、偶々こ
の時に須賀利浦に入津していた廻船の船頭であり、鮑漁を行った者たちとは「在所、隣村之者共ニ
も有之」との理由で、いわば保証人に立ったものである。

2、二木島浦での海底探索雇用

恒常的なものではないが、海女漁の技術を活かした、いささか特殊で単発的な出稼ぎの事例を見
てみよう。

寛政 11(1799)年のこと、紀州藩は捕鯨で知られる太地浦の角右衛門と尾鷲の有力者、土井嘉八郎

に対して、珊瑚の探索を命じた(16)。前年に角右衛門から将軍徳川家斉に珊瑚珠が献上され、喜んだ家斉がさらに探すように求めたことによる動きであった。

だが、尾鷲での作業は難航を極めた。そもそも珊瑚とはどのようなものかという知識が乏しかったこともあり、尾鷲組大庄屋らは太地角右衛門に書状で問い合わせても居る。採取道具については、幕府から奥医者桂川甫周が描いた道具の絵が尾鷲組に届けられた。鉄の棒を2本交差させ、棒の先に駕籠状の物を4つ付けて組んだようなもので、これを船上からぶら下げて磯の珊瑚を掻き取る計画だったようだが、とても役に立ちそうもない。そこで長さ10尋(20m弱)、幅7尋ほどの網を拵え、船2艘で曳いてみたが、海底の岩石に当たり網を失ってしまう。海老網や鮫網を用いても、うまくいかなかった。さて、この状況のなかで土井嘉八郎は、志摩から数名の海女を雇い、夏の間潜らせてみたのである。

結局、尾鷲組での珊瑚探索は、軟質サンゴの一種であるヤギ類や海松は見出せたものの、宝物となりうるような珊瑚を得ることはなかった。

文化元(1804)年には、二木島における盗難事件の捜査過程で、志摩の海女が動員されている(17)。この年の3月に、二木島に入津した尾張国知多郡内海の小平次船の船中で64両の大金が盗まれた。水主(梶取)として雇われていた尾鷲組南浦の林蔵が嫌疑を掛けられ、厳しい吟味の末、盗んだことは白状する。だが追求を免れるためか、金箱ごと二木島湾の海中へ捨てたと答えた。

別の場所に隠蔽している疑いから、木本代官の指示を受けて海底を探索することになる。尾鷲組大庄屋は志摩の和具に船を遣わし、海女2人を呼び寄せた。

二木島湾の海底は10～12尋(20m弱)、そこを5月6日、7日、9日と3日の間海女を潜らせるが、それらしいものは見当たらない。一旦志摩へ戻るものの5月下旬に再度呼び出され、今度は「才領人」の善兵衛に率いられたくに、さん、はるの3名の海女が湾内をくまなく探索した。結局、林蔵が海中に捨てたとする金箱は見付からず、彼は和歌山の牢へ送られることになる。

尾鷲での珊瑚、二木島の盗品と対象物は異なるのだが、いずれも志摩からわざわざ海女を呼び寄せて探索させている。これは、熊野灘沿岸地域に海女が不在であったということのみならず、当時の一般の漁民は海底深く潜ることはできなかったこと、それは海女の特殊な技能であったことを示しているであろう。

3、木本代官への報告書が伝える海女漁の形態

さて、盗人の吟味を管轄した木本代官は、海女の技能や道具に興味を持ったらしく、その指示に基づいて尾鷲組大庄屋の代理、北村市左衛門が海女についての聞き取り記録を残している。アワビを岩から剥がす磯ノミと、船上の男が海女の浮上を扶助する引き竿の図も記された。これは同時代の海女漁の様子を記す貴重な史料であり、以下に紹介しよう。

口上之覚

- 一、此度海底之もの取揚御用ニ付志州和具村方二木島浦江呼寄候海士之もの共所持仕有之候道具絵図仕指上申様被仰付候御趣承知仕候、与得相調べ左之通絵図仕指上候、以上
「(長鑿の図)」イソノミノ図 柄 五寸五分位
大き成ハ長九寸位、巾八歩位、厚四歩位
小キハ長七寸位、巾六歩位、厚三分位
柄ニハ長短有之候

「(引竿の図)」 引竿ノ図 但長四尋、尤長キのとい口候由

右之通ニ御座候、尤海士海中江入セ候時者、船壹艘ニ男式人乗組參、壹人者漕手、壹人引竿遣申候、海士海中江入候時者各繩の一重帯を結び、前段絵図之通磯鑿を腰さし、白木綿之手拭ニ而頭を包ミ、海底へ入らんとする時船ヲ錠綱を下ケ、能海中を見定テ船底を踏、勢ひニ錠綱ヲたぐり入申候、浮上らんとする時船ニ而居合候男かの引竿を入れて此竿ニ携引上ケ申候、空ラも能晴候日者海底もよく見へ、奥七八疊敷ハ一目見へ、曇候日者海底も暗く候而見へかね、日之入ニ者山影おり候故同様海底も山影ニ而暗く候よし、一日ニ三折を其日之定と仕候而、其余者入不申候、一折と申候者十遍十四五遍入、夫ヲ焚火ニあたり、其火をあたり候迄を一折と申、大かつきと申者十四五尋入り、小かつきと申者七八尋方十尋位入申候由、鮑其外貝類、夏分者荒布なと取揚渡世仕候様相聞申候、其所ニ而者船壹艘二十人も式拾人も海士乗組參り、銘々磯をかせき、便船之節者あさき場所を稼キ、此便船ニ而參り候海士をエセと唱候而、船主之海士者其の船ニ而海中深りを稼候由、海草之茂り候場所ニ者モビラト申虫有之、此虫ニさゝれ候時ニ者腫痛候故、海士此虫を恐れ候由、又海中ニサンショビラト申もの有之、是者全形見定かたきものニ而、此氣ニ当り候時者惣身色かわり、言語難分相成候而甚悩候故、一同海士是を恐れ申候、承申候、御尋ニ付与得承糺書上申所如此ニ御座候、以上

子六月朔日 尾鷲組大庄屋代 北村市左衛門 印

木村平左衛門様

海女漁の道具、潜り方、潜水中の視界、潜るサイクル、海女の種類、海女が恐れるもの、について興味深い記述が続く。以下、項目ごとに、幕末段階の海女漁の様子を伝える『三重県水産図解』(18)(以下、『図解』と略記する)の記載をも参照しつつ検討しよう。

まず海女が持つ道具として磯ノミは、大小長短あるとしつつも、長さ9寸、幅8歩、厚さ4歩とする。また引竿は長さ4尋(約6m)としている。『図解』で描かれる海女たちが持つ、いわゆる「長ノミ」は30cmほどで、ほぼ一致する。一方、引竿はこれまで知られているものよりも相当長いように思われる。『図解』は石鏡村の海女漁の様子を描いたとするが、引竿は身長2倍程度であり、近年まで使われていたものも、その位の長さである。

潜り方は、船1艘に男2人が付き、1人が漕ぎ手で1人は引竿を遣うとする。通常のカナド(トトカカ舟)に比し、漕ぎ手と引竿の使い手の2つの役割が分化して男が1人多いが、これが一般的であったのかどうかは分からない。海女は「繩の一重帯」をしめ、磯ノミを腰に差し、白い木綿の手拭いで頭を包む、という。『図解』で描かれた絵では、頭の白い手拭いや上半身は裸体であるのは同様だが、下半身は白い布で概ね膝辺りまでは覆われている。「繩の一重帯」という姿はこれと明らかに違うが、近代以降に写真等で紹介された能登沖の舳倉島で漁をする海女たちの姿と似ているであろうか。彼女たちは、船底を「踏み」、「錠綱」を手繰り海中へ潜るという。足ヒレやオモリを用いて潜る現代の海女漁とは違い、浮力を持つ人体を自ら海底深く運ぶには、船底を蹴り、船上と海底の碇とを結ぶ綱を手繰るというやり方が有効だったのである。

海女漁を「近代化」させた道具は、何と言っても明治十年代に伝わった磯眼鏡である。これをつけることにより海中の視界は大いに広がり、濫獲を恐れた志摩の浦村では数十年の間、使用を禁じたほどであった。木本代官への報告書が伝えるように、裸眼で潜っていた江戸時代の海女たちが見た海底の様子は、よく晴れた日でも「七、八疊敷ハ一目見」という程度であり、曇天や夕暮れ時には海底も暗くなり、視界は狭まったようだ。

現在の鳥羽・志摩では、午前と午後1時間半程度、2回潜るのが一般的な海女漁であり、「ふ

たかつぎ」などと表現するが、当時は「三折」が1日の定めで、「一折」に10回から14、5回海中に入ったという。回数からすれば「一折」の時間はそれほど長くはなかったのかもしれない。「一折」ごとに浜へ戻り焚き火にあたるというのは、近代以降も続く形態である。

潜る深さは、「大かつぎ」は14、5尋、「小かつぎ」が7、8尋から10尋くらいだという。一尋が1.5メートルだとすれば、ベテラン海女ではなくとも、かなり深くまで潜っていた様子がうかがえよう。「大かつぎ」と「小かつぎ」の違いは、技術の巧拙以外に舟との関係の違いがあったかもしれない。史料中では、一艘に10人、20人と海女を乗せ、ノリアイ形態で漁場に赴き銘々が磯を稼ぐ「便船」と、フナド形態と思われる「船主之海士」とが対比されている。「便船」は浅い海底を、「船主之海士」は深いところでかつぐとする。前者を「エセ」（似せか）とするのは、近代以降にもこれに似た表現が見られる。

最後に海女が恐れるものについての記述が見られる。海草が繁る場所に「モビラ」という虫が居り、これに刺されると腫れ痛むため、海女たちは大いに恐れる。また、「サンショビラ」という形も見定めがたいものがあり、この「気」にあたると総身の色が変わり、言語不明になるほどであるとする。なお、三重県雇用経済部の竹内泰介氏（前任は水産研究所）のご教示によれば、モビラは腔腸動物のシロヤギで、サンショビラは電気クラゲの一種、カツオノエボシではないか、とのことであった。

以上、ウエットスーツ・足ヒレはもちろん、磯眼鏡や滑車などがまだ存在しない時代の海女漁がどのようなものであったのかを示す貴重な文字資料であるため、本論の課題とは外れるが、ここに紹介した。

おわりに

潜水技能を活かしつつも、漁を伴わない海女の出稼ぎは、志摩国内及びその周辺でもいくつか興味深い例がある。ひとつには、難船発生時の荷物の引き上げに従事する際の「出稼ぎ」である(19)。海女不在の熊野灘では見られない対応であるが、志摩漁村では船が難破した際に、海底に沈んだ積み荷を海女たちが探索して引き揚げた。売却代金の10分の1が荷主から支払われ、また濡れ痛んだ食料などは安価に落札できることもあって、村側の利益は小さくなかった。そのため海女が少ない浦村では、難船発生時に近隣から雇うことになったのである。碇など重い荷物を引き揚げる際には、当時はあまり一般的ではなかった「男海士」を、地理的に離れた浦村から招いた事例も確認できる。ただし、どこの海女を雇うかにより、漁業権に関わる対立が生じることもあった。

もうひとつ、これも先に取り上げた事例だが、「見世物」となる海女が存在した。明和9(1772)年に朝廷の女官・長橋局が伊勢参宮の後に二見浦で遊んだ際に、海女漁の実演が行われた記録がある。海底が砂地の二見浦には鮑やサザエは居らず、歴史的にも現在も海女漁は存在しない。この見世物は、長橋局に対して神宮の神主らが接待したものと思われるが、志摩の海女を鮑付きで招き、虚構の海女漁を演じさせたものであろう。

海中で自由に潜れるという特殊な能力を活かして、漁業以外にも多様な形で活躍したのが志摩の海女であった。海女漁としての出稼ぎも、必ずしも決まった形態はなく、漁況や自然条件に応じて柔軟に行われていたものと思われる。志摩で生きた女性たちにとって、海女漁はそれに専念する仕事なのではなく、あくまで働き方のひとつだったのである。

須賀利浦と嶋勝浦との争論文書に見られた志摩からの出稼ぎ海女は和具村、越賀村の者であった。いずれも先志摩半島に位置する村々である。尾鷲湾の珊瑚礁探索のために招かれた海女がどこの者か不明だが、二木島浦の盗難品捜索に呼ばれたのも、和具村の海女であった。これは単なる偶然であろうか(20)。

嶋勝浦から鮑漁に出ている志摩の漁民らが、須賀利浦に対して詫び状を提出した際に、その時に入港していた和具村と御座村の廻船の船頭が連署している。先志摩半島の小規模廻船は、熊野灘にほとんど日常的に姿を現していた。尾鷲組大庄屋文書において、彼らの舟が漁獲物や薪などを伊勢河崎や伊勢湾沿岸、名古屋、熱田までの範囲で売買した活動が確認できる。幕末期から明治期にかけて伊勢湾から熊野灘に種々の生活用具等を運搬した赤須賀船と同様の性格を持つものであろう。廻船が難破し、その積み荷の入札が行われる時に、わずかの時間であるにもかかわらず、こうした先志摩廻船が多数参加していることも、注目される。先志摩半島の海女と熊野灘とのつながりは、こうした廻船の活動と関わっている可能性があり、志摩国のなかでもこの地域がとりわけ広域的な特質を持ったとも考えられよう。志摩国内の地域特性、特に先志摩半島の特性を探究することは、今後の課題としたい。

【注】

- (1) 海女関係の文献は『海女習俗調査報告書—鳥羽・志摩の海女による素潜り漁—』(三重県教育委員会、2014年)に付された「海女関係文献」がリスト化を図っているが、ここでは特に関連するものとして、名古屋地方職業紹介事務局編『三重県志摩半島「海女」労働事情』(1934年)、岩田準一『志摩の蟹女』(常民文化研究所、1939年)、山中昇「海女の出稼に関する研究」(『三重大学農学部研究紀要』13、1956年)、倉田貞、山中昇「志摩半農半漁村における海女の出稼について」(『農業と経済』23(4)、1957年)、伊藤治『和具の海女』(稿本、1957年、上記『海女習俗調査報告書』に再録)を挙げておきたい。
- (2) 瀬川『海女記』(三国書房、1942年)、同『海女』(古今書院、1955年)。
- (3) 中田四朗・名古宏樹・松村勝順・井上正英「志摩の海女の北海道・朝鮮進出—越賀地下文書から—」(『三重史学』22、1979年)、中田四朗「志摩における海女出稼ぎ文書」(『郷土志摩』54、1979年)。
- (4) 李善愛『海を越える済州島の海女：海の資源をめぐる女のたたかい』(明石書店、2001年)、福田清一『志摩と朝鮮を小舟で往復した志摩の海女 北は礼文・利尻、南は八重山まで往った志摩の海女たち』(私家版、2006年)。
- (5) 拙稿「近代の志摩海女の出稼ぎについて」(『三重大史学』10、2010年)。
- (6) 舟に乗る海女漁の形態の呼称は浦村によって異なるが、本稿では夫婦や父娘など男女が基本的に1組となって行う形態をフナド、1人の船頭(トマエ)に対して十人前後の海女を乗せて漁場まで赴くのをノリアイ、そして舟を用いず陸地から個々の海女が泳いで漁場に赴く形態をカチドと表記する。
- (7) 拙稿「古文書史料に見る海女漁の『技能』」(『平成24・25年度海女習俗調査報告書』、三重県教育委員会、2014年)。
- (8) 以下、越賀村に関わる古文書は、特に断らない限り越賀区有文書。
- (9) 中田前掲論文。鳥羽市域の村々が提出した享保11(1726)年の村明細帳(徳川林政史研究所蔵)は、『鳥羽市史 上巻』(鳥羽市、1991年)に翻刻収載されている。

- (10) 鳥羽市立図書館所蔵写真版。
- (11) 徳川林政史研究所蔵。海の博物館所蔵の筆写本を参照した。
- (12) 『大日本水産会報告』159号、明治28(1895)年。
- (13) 以下、「尾鷲組大庄屋文書」中の「須賀利浦島勝浦山論取扱控帳」「須賀利浦嶋勝浦山論書状証文留」による。
- (14) やや時期は下るものの、文化8(1811)年の記事では嶋勝浦で出稼ぎ海女に頼らない鮑突漁が存在したことが分かる。
- (15) 拙稿「近代の志摩海女の出稼ぎについて」。
- (16) 以下、「尾鷲組大庄屋文書」中の「珊瑚珠御用ニ付御通詞」と「珊瑚珠一件ニ付御通詞写」による。
- (17) 以下、この件については「尾鷲組大庄屋文書」中の「尾州知多郡内海小平次船沖船頭、二木島浦へ致入津候処金子紛失吟味一件」による。
- (18) 明治16(1883)年作成、昭和59(1984)年に東海水産科学協会・海の博物館から影印で刊行された。
- (19) 拙稿「古文書史料から見る海女の歴史の実態」(『海女習俗基礎調査報告書—平成22・23年度調査—』、三重県教育委員会、2012年)。
- (20) 先志摩半島の海女と熊野灘沿岸との結びつきは、近代以降にも顕著に見られる。例えば明治25(1892)年8月23日の『伊勢新聞』の記事には、北輪内盛松浦(現尾鷲市域)の石花菜(テングサ)漁に志摩の御座村から出稼ぎ海女を雇っていることが記され(拙稿「『伊勢新聞』に見る近代の志摩海女—明治・大正期の「海女」の諸相—」、『三重大史学』11、2011年)、また明治37年の地元関係者とおぼしき者からの報告「三重県北牟婁郡の水産」によれば、この地域の鮑や海草類の漁獲は専ら「潜水婦」に依っているが、「本郡」で用いるものは悉く志摩郡の先志摩地方の者だとしている(『大日本水産会報』256号、1904年)。

[付記] 史料閲覧に際しては、海の博物館、志摩市越賀郷蔵、鳥羽市立図書館、尾鷲市立中央公民館郷土室、三重県史編さん班の関係者にお世話になった。

本稿は、平成26年度科学研究費基盤研究(C)「近世紀伊半島海民の多様かつ広域的生業形態とその近代的変容」(課題番号:25370768)の研究成果の一部である。

(つかもと あきら 三重大学人文学部)